

民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行令案要綱

第一 航空法施行令の準用

民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（以下「法」という。）第七条第二項において準用する航空法第四十七条第二項の規定に基づく検査については、航空法施行令第四条の規定を準用するものとする。

（第一条関係）

第二 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令の読替え
所要の読替えを行うものとする。

（第二条関係）

第三 附則

一 この政令は、法の施行の日（平成二十五年七月二十五日）から施行するものとする。

（附則第一条関係）

二 法附則第六条第一項において準用する航空法第四十七条第二項の規定に基づく検査については、航空法施行令第四条の規定を準用するものとする。

（附則第二条関係）

三 法附則第十四条第二項第三号に規定する政令で定める法人は、ある法人に対して次のいずれかの関係

（「特定支配関係」という。）を有する法人とするものとし、ある法人に対して特定支配関係を有する法人に対して特定支配関係を有する法人は、その法人に対して特定支配関係を有する法人とみなすものとする。

- 1 その総株主又は総出資者の議決権の過半数を有していること。
- 2 その役員に占める自己の役員又は職員の割合が二分の一を超えていること。
- 3 その代表権を有する役員の状態を自己の役員又は職員が占めていること。

（附則第三条関係）